

NPOの傾向と対策

対策編

～私たちが構想し、運営する「公共」～

要旨

少子化や高齢化、環境問題など、現在の地域社会が抱える課題は、我々の生活のあり方そのものに関わるものである。前回の「NPOの傾向と対策」〈傾向編〉で見たように、そのような課題に柔軟にかつ、創造的に取り組むためには、公平・平等だが画一的で一律の行政による施策だけでなく、NPOによる身近な取り組みが欠かせない。そのNPOは、団体数でも活動分野でも、90年代後半から大きく広がってきている。今回の〈対策編〉では、NPOの人材や資金といった活動の基盤と法人格取得など組織運営の基本について取り上げる。



協力:NPO法人くすくす

- 1 | NPOで活動始める
- 2 | NPOで活動を広げるために仲間を募る
- 3 | NPOで活動を広げるために資金を募る
- 4 | NPOで活動を組織的にするために法人化する
- 5 | おわりに

1 NPOで活動を始める

(1) NPOの活動のきっかけは「気になること」

まず、NPOで活動を開始するための参考に、前回の「NPOの傾向と対策〈傾向編〉」で紹介したNPOの始まりの経緯を取り上げてみよう。

地域で高齢者が日中を過ごす場所を提供しているNPO法人「陶宅老所いちにのさん」の場合、創設者の一人が福祉施設でボランティアをしていた時に、「施設ではなく、住み慣れた地域でお年寄りが暮らし続けられないのだろうか」という疑問を持ったことがきっかけだった。その後、「地域で老いを支えるには」というテーマで毎年一度講演会を企画し、さまざまな講師を呼んで地域に関心を広め、自らも学んだ。10年近く続ける中で次第に地域に理解が広がり、自治会にも認められて実

際に宅老所を開く準備に取りかかることができた。そうして行くうちに地域の中に協力者が現れ、宅老所として利用する中古民家の改修を元大工さんが一手に引き受けてくれたり、自治会から活動費の協力を得られたりと、地域ぐるみの活動へと広がった。

NPO法人「FC10min」の場合、サッカー未経験者でも入れる同好会は無いのかという創設メンバーの思いがきっかけになった。大人になってサッカーをやりたいと思っても、学生時代に経験のない人間を受け入れてくれるところはなく、それなら自分たちで仲間を募ってチームを結成した。Jリーグ人気最盛期にさしかかっていた時代、すぐに仲間が増えすぎて、今度はゲームからメンバーがあふれてしまった。楽しむために作ったチームで楽しめなくなってしまふという矛盾を前に、仲間の受入制限も検討したが、それでは当初の「未経験者でも始めたいと思った時

に気軽にスポーツが始められる場所を作る」という趣旨を見失うことになる。その先に見えたのがNPO設立による初心者も気軽に入れるスポーツクラブの自主運営だった。

NPO法人「ピープルズ・コミュニティ」は婦人会の視察で「ごみ焼却場」を訪れたのが始まりだった。参加者は大量の生ごみが運び込まれて焼却されるのを見てショックを受け、町内には生ごみを埋めて肥料にできる畑があるのに、燃料費を使って焼却するのはもったいないし、環境にも良くないと思った。毎日ごみを出している家庭の主婦たち自らが、ごみを減らすことの重要性に気づいたのである。そこからごみ減量化の一環として、生ごみのたい肥化事業が生まれた。

ここで紹介した3つの事例では、いずれも身近な生活の中で「気になった」というレベルの問題意識が活動のきっかけになっている。これは紹介した事

例に限らず、多くのNPOに共通している。国際協力や地球環境問題など、なかなか身近には感じにくい課題でも、誰かが身近に「問題だ」と感じたことから始まっているのだ。普段、私たちの生活は、いろいろと問題を感じながらも何となくそのまま過ごしていることが多い。気にして見回せば、何とかしなければと思うことがたいてい見つかる。そして、そこが現代社会の抱える様々な問題を解決する糸口になるのだ。

(2)「気になること」について調べる

身近な「気になること」が見つかり、「何とかしたい」という気持ちが芽生えたら、「NPO支援センター」へ行ってみよう。どのような団体がどんな取り組みをしているのかといった情報がそこにはある。様々な質問や相談にも応じてくれる。

「NPO支援センター」とは、市民活動やNPOの活動・運営支援を行っている施設である。県や市町村が設置しているものや、NPOが民間で独自に開いているもの、県や市町村の施設を民間のNPOが運営しているものなどが各地にある。愛知、岐阜、三重、滋賀各県内の主なNPO支援センターは図表1にある県のセンターで調べられるので、最寄りのNPO支援センターを探して利用すると良い。現在では、ほとんどのNPO支援センターがホームページを開いているので、様々な活動や団体の情報をインターネットで見ることできる。

また、ほとんどのNPO支援センターには、ポスターの掲示のほか、チラシや

パンフレットなどが並べられ、自由に持ち帰ることもできる。県や市町村の広報誌のお知らせ欄にも、各地でNPOが開く講演会やセミナー、イベントなどの情報が掲載されている。その他に、公民館やコミュニティセンターでもチラシやポスターを置いてあるので、こういった場所でも情報収集ができる。

情報を集めた後は、「気になること」に関係した講演会や勉強会などの催しに参加したり、すでに活動している人の話を聞いてみると良い。活動への参加や人との交流が体感でき、NPO活動を始める大きなきっかけとなるはずである。

「気になる」社会的な課題が明らかになってきたら、今度はいよいよこの「気になること」への取り組みが始まる。個人として仲間を募ることからでも、あるいはすでに活動しているNPOに加わることからでも取り組みは始められる。

情報収集をすること自体が、実は取り組みの始まりとも言える。アンテナを張って情報を集め、考えること、それは実際の活動の基本である。

いきなり活動に参加するのに抵抗を感じる場合は、団体の会報を定期的に読むことから始めても良い。会報を送ってもらうには、多くは会員になるわけだが、後で述べるようにNPOの会員にもいろいろあるので、会員になることを重く考える必要はない。会報だけを読みたい人のために賛助会員や情報会員といった会員制度を用意しているところもあるし、正会員になったからといって活動の義務が生じるわけではない。会費を払うこと自体がすでに立派な団体への参加であり、貢献していることにもなる。

身の回りに「気になること」について取り組んでいる団体や活動している人が見つからなかったり、団体はある

図表1 愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県のNPO支援センター

あいちNPO交流プラザ

名古屋市東区上野杉町1番地ウィルあいち2F
電話:052-961-8100
ファックス:052-961-2315
URL:<http://aichi.npo.gr.jp/index.html>
県内の支援センター紹介:
<http://aichi.npo.gr.jp/link/simatinpocenter.html>

ぎふNPOプラザ

岐阜市数田南5-14-53 県民ふれあい会館2F
電話:058-372-8501
ファックス:058-372-8502
URL:<http://www3.pref.gifu.lg.jp/npo-plaza/index.jsp>
県内の支援センター紹介:
<http://www3.pref.gifu.lg.jp/npo-plaza/plaza/support.jsp>

みえ市民活動ボランティアセンター

津市羽所町700番地アスト津3F
電話:059-222-5995
ファックス:059-222-5971
URL:<http://www.mienpo.net/center/>
県内の支援センター紹介:
<http://www.mienpo.net/center/>

淡海ネットワークセンター

大津市におの浜1-1-20ピアザ淡海2F
電話:077-524-8440
ファックス:077-524-8442
URL:<http://www.ohmi-net.com/>
県内の支援センター紹介:
<http://www.npo-shiga.net/guidebook/kyodo/center.html>

出所:愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県ホームページ

知っておきたいNPOの傾向と対策

対策編



大垣市まちづくり市民活動支援センター外観(左)と同施設の掲示板、チラシ置き場(右)
協力:NPO法人大垣市まちづくり市民活動支援会議

けれど自分とは何か違うと思えば、自分で仲間を呼びかけてみるのも一つの方法である。NPO支援センターには、簡単な勉強会などを開くための施設が用意されていることが多い。こうした施設を利用して、新たな活動の場所とすることもできる。

(3) NPOの活動の基本は当事者

NPOでの取り組みを考える時、社会的な課題というと「こうあるべきだ」とか、「ああするべきだ」と考えるのではなく、自分自身にとって「あったら良いな」と思えることは何かという自分の視点を大切にしたい。

例えば、これから高齢者が増えていき、一方で核家族化が進んでいるという社会状況が「気になった」とする。そんな中で、自分の身の回りでは何が起きているだろうか。例えばあなたが60歳半ばの男性だとすると、10年後には介護が必要になっているかもしれない。今から健康づくりが必要だと思えば、高齢者に介護予防のための運動の機会を提供しているグループ

の一員になって活動を手伝うという選択肢もあるだろう。保健所などが実施している介護予防のための筋トレサポーターの養成講習を受けて高齢者の健康運動の講習会を自分で企画することもできる。

また、一人で考えるだけでなく、同じことが気になったり、困ったりしている人たちと話し合ってみるのも良い。最近では、子育てにがんばるお母さんたちが集まって、自分たちで育児に関する講習会を企画したり、育児を離れて自分を磨く講座を開いたり、また、育休後の職場復帰の切り切り方などといった様々な情報交換のためのフリーペーパーを発行したりするNPO活動もあちこちで広まっている。

つまり、困っている人へのサービスではなく、自らが困っていることを自ら解決するために何ができるかを考え、それを自らも含めた困っている人のために仲間とともに実践してみる。それこそが、身近な活動としてのNPO活動が現代社会の課題解決につながるポイントなのである。

2 NPOで活動を広げるために仲間を募る

(1) NPOの活動を支えるのはボランティア

「気になること」という、個人の身近な問題意識から始まるNPOの活動を進める人は基本的にボランティアである。「ボランティア」というと日本では「無償」とか「奉仕」などとイメージしがちだが、volunteerという英単語を辞書で引いてみると、「自発的に行動をする」というのが本来の意味である。何とかしなければという思いから、自らの課題として自主的に取り組むことがボランティアなのである。一方、自ら進んで行動する結果、「無償」でもあるし、また、自らも必要としているが社会にとっても必要な活動であるため、結果として「奉仕」でもある。「無償」や「奉仕」はボランティアが「自発的」に行動した結果であって、最初からそうなのではないし、そうである必要もない。

最近では、NPOでの活動に専念するボランティアに、団体のスタッフとして「給与」を払うことも多くなった。とは言っても、後で説明する通りNPOで収入を確保することは難しく、現実にはNPOに関わっている人はほとんど無償か、交通費など実費程度で活動している。また、時間的にも仕事のように一日の大半をNPOの活動に費やしている人よりも、日常生活の一部の時間をあえて割いて活動している人が多い(図表2)。

(2) NPO法人を運営する正会員

NPOの活動が進むと、仲間の間で役割分担が進む。活動の中心で催しなどの運営を行う人、活動の裏方で経理や事務仕事を引き受ける人、会費を払ったり、寄付をしたりと活動を応援する人など、さまざまな役割を分担して活動が進む。

やがて組織的に活動することが必要となれば、役職の権限や意思決定のルールを決めるようになる。そのような運営の基本的なルールを、NPO法で定められているNPO法人の運営ルールと併せて見てみよう。

まず、NPOの正式な構成員は、総会で議決権を持って運営に参画する「正会員」である。社団の構成員という意味でNPO法では「社員」と呼ばれているが、会社の社員と混同しやすいので、通常は「正会員」という呼び方をしている。しかし、この「正会員」という

呼び方も、スポーツクラブなど会員組織の「会員」と混同されやすい。スポーツクラブなどの会員は、サービスや施設を利用する人を指す。一方、NPO法人の正会員は総会で議決権をもち、法人運営の最終的な意思決定権を持つ人である。

もちろん、NPO法人が提供するサービスや施設の利用に際して会員制をとり、利用者に会員になってもらうこともできる。この場合には、総会での議決権を持つ正会員と区別して、「利用会員」とか「一般会員」という呼び方を使う場合もある。

正会員は、NPO法では10人以上となっている。個人の思いから始まるNPOは任意団体の段階では、活動の仲間が特に何人からでもかまわない。組織的に活動し、団体として責任を負う法人となる段階で10人以上の正会員が求められるのは、個人の思いだ

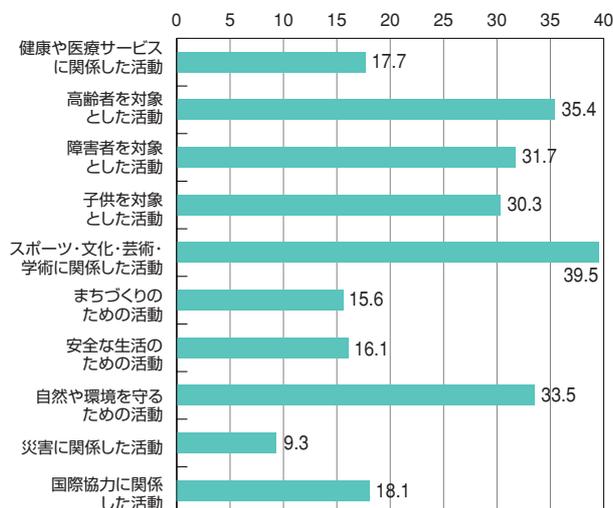
けでなく、社会性が必要だからである。

(3) 意思決定の場は総会と理事会

NPO法人では総会が最高の意思決定機関である(図表3)。その意思決定のうち、必要な部分を理事会に任せることができるが、総会と理事会の間で意思決定をどのように分けるかは、運営にとって最も重要なことの一つである。NPO法では、定款変更、解散、合併の三つだけは必ず総会で決定する事項とされている。この他に定款で意思決定をする場を決めておく必要がある団体の運営にとって重要な事項は、事業計画・予算の承認・変更、事業報告・決算の承認、役員を選任・解任、入会金・会費の金額決定、借入金の承認、事務局の運営・組織の決定などである。

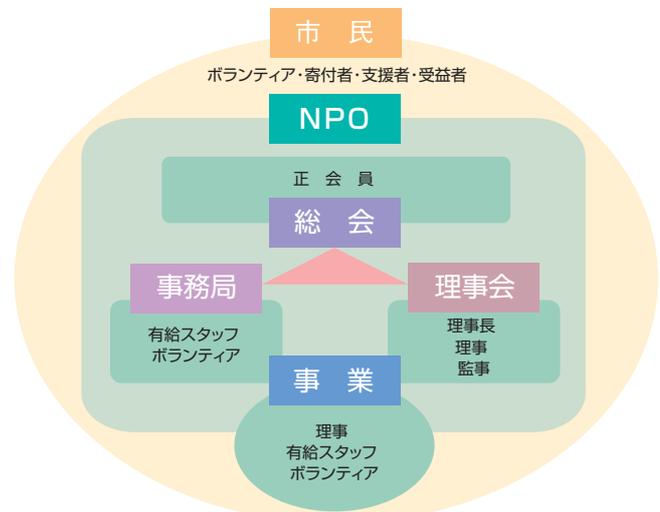
NPO法人の定款の雛形については県や内閣府などが提供している。

図表2 ボランティア活動の分野別平均行動日数(日/年)



出所:総務省「平成18年社会生活基本調査」

図表3 NPOの組織構成(例)



出所:共立総合研究所作成

知っておきたいNPOの傾向と対策

対策編

多くの雛形では総会がほぼすべての意思決定を行うスタイルで作られているが、必ずしも総会がすべての意思決定をしなければならないわけではない。組織の形態や会員の構成、活動の内容によって総会と理事会で意思決定の権限を分け、活動が機動的に行われることが望ましい。

総会主導型の意思決定でNPOを運営するには、総会が様々なことに即応的にかつ十分に機能することが必要である。この運営方式は正会員数がそれほど多くないとか、正会員が比較的近くに住んでいて集まりやすい、活動が多岐にわたってなくて把握しやすい、日々意思決定を必要としない、などといったタイプのNPOが向いている。総会主導型のNPOの場合、正会員全員があらゆる意思決定に参加する機会があり、参加意識が高まりやすく、正会員がNPOと一体感を持ちやすいのが利点である。

一方、理事会主導型の運営方式は、正会員数が多かったり、住んでいる場所が複数の県にまたがっていたりする場合など、頻繁に総会を開くことができない場合に向いている。その場



活動に関する会議風景
協力:NPO法人くすくす

合でも、日常的に意思決定が求められなければ総会主導型の運営で対応できるが、活動が日常的に意思決定を求められる場合、日常的な意思決定を現場により近い理事会に任せるのである。このタイプの運営では、日々動いている現場で臨機応変な対応がしやすいが、この場合、正会員全員が日常的な意思決定に参加する機会がないため、正会員がNPOと一体感を感じにくく、正会員の参加意識を維持するためには日常の活動以外に工夫が必要である。

(4) 日常の運営を任される理事

任意団体でも、ある程度の活動規模になると世話役や幹事など会の運営を取り仕切る役割の人を必要に応じて置くが、NPO法人では理事3人以上、監事1人以上を置くことになっている。理事と監事は総会の議決で選ぶことが一般的である。正会員の中から選ぶことが多いが、それ以外から選ぶこともできる。理事は、会社でいうと取締役にあたるような運営責任者であり、総会で正会員の承認を得た事業計画と予算に基づいて、実際の活動や組織の運営を行う。

このように、理事はNPOの運営に大きな責任を負っているが、多くはやはり無償である。法律でもNPO法人の役員(理事と監事)のうち、役員報酬をもらうことができる人数は役員総数の3分の1までと制限されている。一方でNPOの理事は、NPOで活動

を実際に担っている事務局スタッフを兼ねていることが多い。事務局スタッフとしては、労働対価として、就業規則などの規定に従って賃金をもらうことはできる。事務局スタッフとしてもらう賃金と、役員としてもらう役員報酬は区別して考え、理事であっても賃金をもらうことはできる。しかし、現実には常勤の賃金を払えるほど収入を確保できているNPOはそれほど多くない(図表4)ので、非常勤で交通費等の実費程度で活動している人のほうが多い(図表5)。

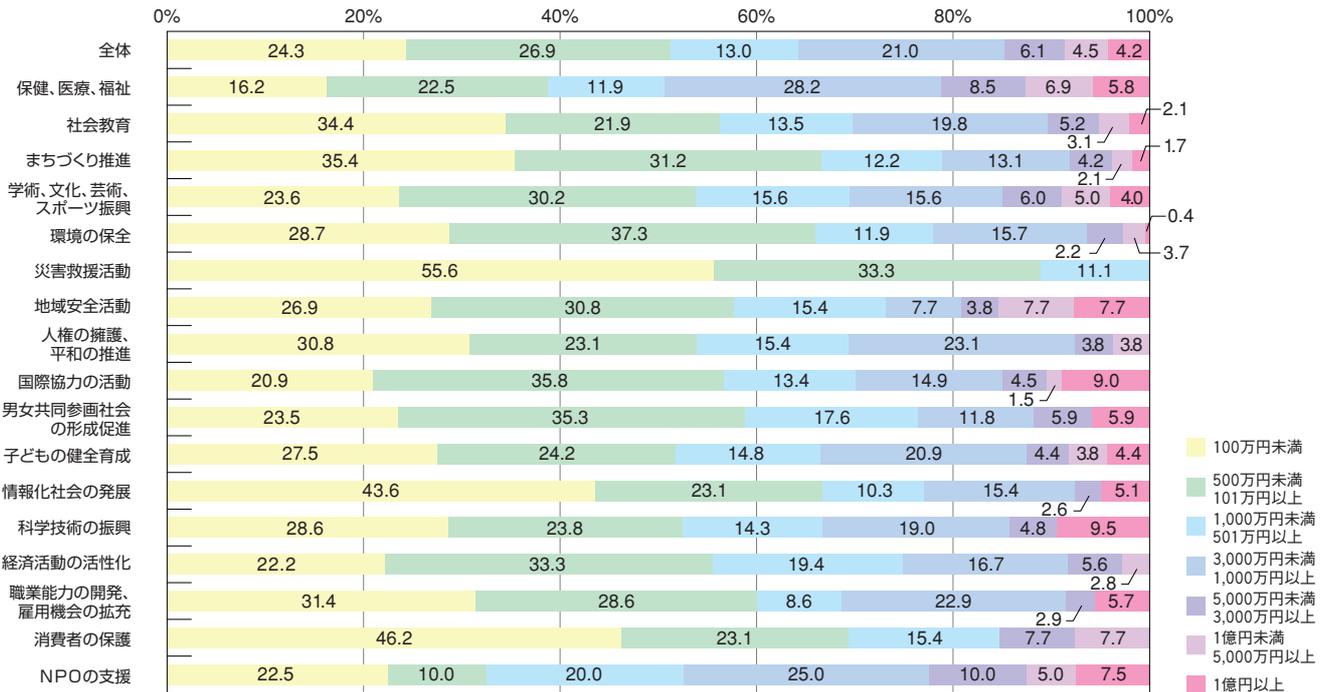
3 NPOで活動を広げるために資金を募る

(1) まずは持ち寄り始める

NPOの活動は、個人やその仲間の自主的な活動として始まるため、報酬や見返りを求めることもなく、活動にかかる人件費や通信費、旅費といった経費なども持ち出しや会費でまかなうことが多い。

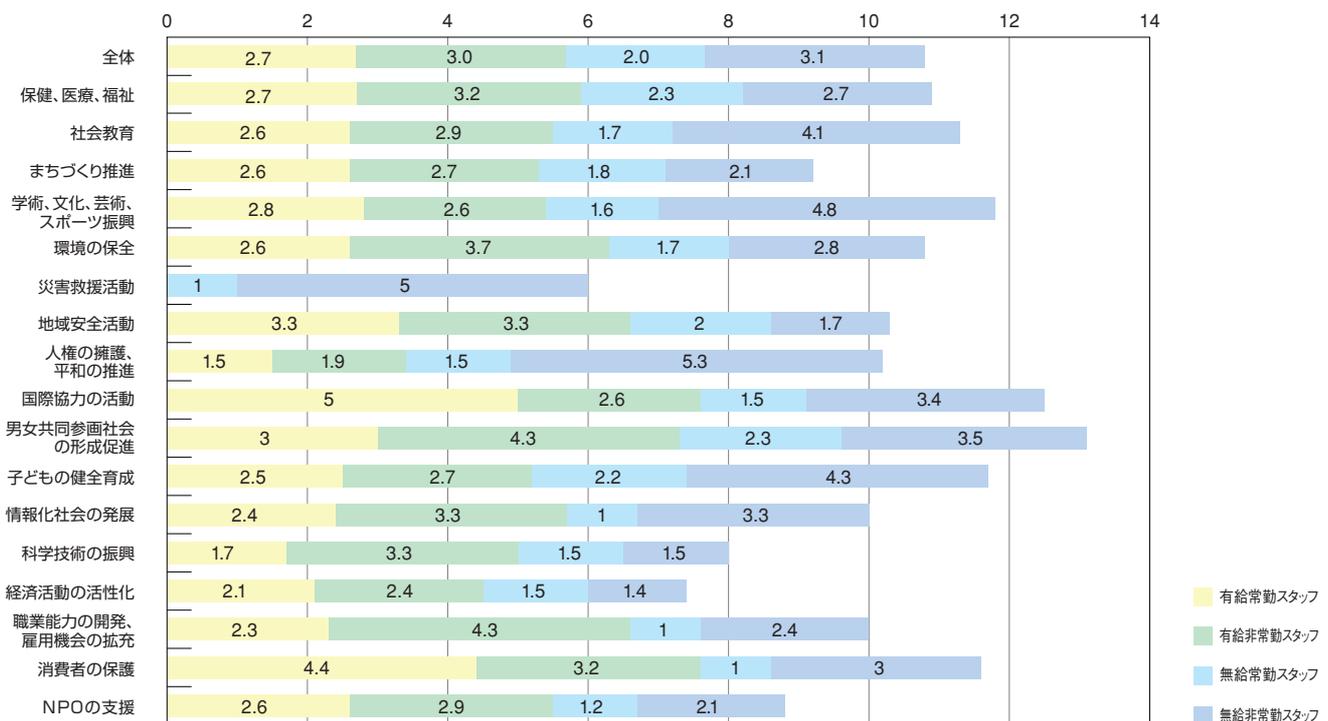
活動が広がり、持ち出しや会費で足りなくなってくれば、財団などの助成金や、市町村や県、国の補助金に申請するという方法もある。しかし、助成金や補助金といった外部からの資金調達は申請時に事業計画を立て、それに従って活動することが求められるので、NPO活動を始めた当初は難しい。活動を始めたばかりの時点では、軌道修正や計画変更は当然あり、あるいは手探りで少しずつ活動を進め

図表4 活動分野別の収支規模



出所：経済産業研究所「平成18年度NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」

図表5 活動分野別の平均事務局スタッフ数



出所：経済産業研究所「平成18年度NPO法人の活動に関する調査研究（NPO法人調査）」

知っておきたいNPOの傾向と対策

ながら次の活動を考えるなど、自分たちのペースで活動を進めることが多いからだ。

(2) 事業収入も立派なNPOの資金源

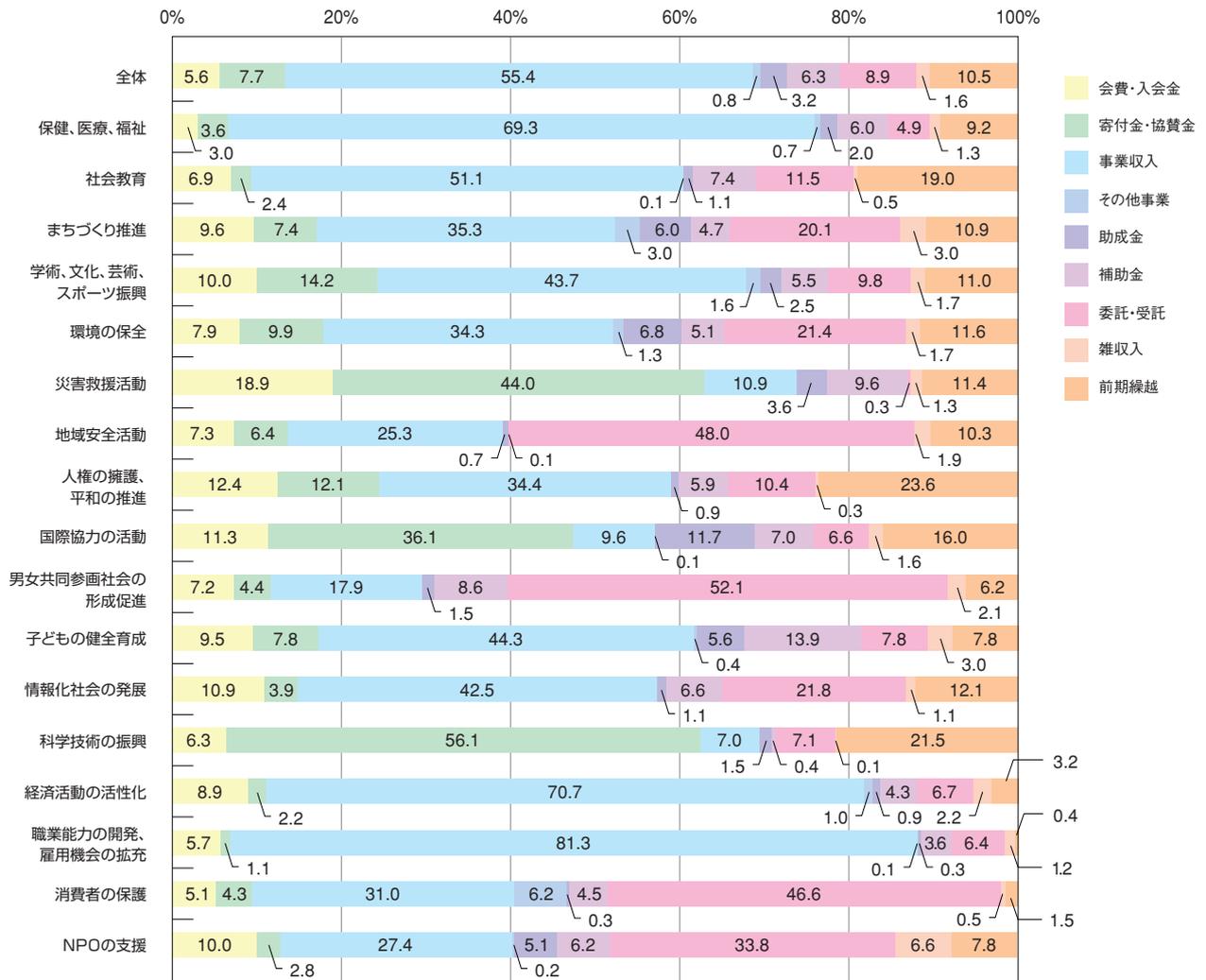
活動経費を確保する方法として、活動への参加者や利用者から参加費や利用費を得るという方法もある。

あるいは何かモノを売ってその収益で活動経費をまかなう方法もある。

「特定非営利活動法人」という名称から、「NPOは非営利組織だから収益を得るような事業を行ってはいけない」とか、非営利の法人はNPO法人だけだと考えている人が多いが、これは勘違いである。世の中にはNPO法人以外にも、非営利の法人はある。

例えば、私立の学校や病院、老人保健施設などを運営する学校法人、医療法人、社会福祉法人は非営利の法人であり、財団や社団もそうである。これらの非営利法人では、学校法人なら授業料、医療法人なら診察料、社会福祉法人なら利用料などといった形で事業収入を得ている。この事業収入は、事業を行ったり、施設を運営し

図表6 活動分野別の収入内訳



出所:経済産業研究所「平成17年度NPO法人の活動に関する調査研究」

たりする経費をまかなうためのものであり、営利ではなく、非営利なのである。

営利と非営利の違いは、「収益を上げるか、上げないか」だとよく勘違いされているが、実は「収益を分配するか、分配しないか」である。つまり、営利組織は出資者への分配を最大にするために収益の最大化を目的とする。一方、非営利組織は収益を分配しない。非営利組織が収益を得るのは目的を達成するために必要な活動経費をまかなうためである。活動経費がまかなえれば収益を最大化する必要はない。従って、NPO法人も事業収入を得て、収益を上げることができる。そして、それは大切な活動の資金源の一つである。

最近では、社会的な課題を解決するためにビジネス的な手法、つまり、事業収入で活動経費をまかなうことを基本とするソーシャルビジネスやコミュニティビジネスと呼ばれる活動が広がっている。これまでのNPOの活動との大きな違いは、これまではボランティアや会費や寄付が基本で、それを補うために実費程度を負担してもらうという発想だったが、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスでは、基本は会社と同じく事業収入や何らかの対価をもらい、その対価で成り立たない部分をボランティアや寄付などで補うという発想である。人は必要のないものにお金は払わない。従って、人がお金を払ってくれるとすれば、それは人が必要としているからで、事業収入は社会からの一種の評価とも言える。そのような事業収入にこだ

わるタイプの活動がソーシャルビジネスである。

しかし、NPOが取り組む活動は、経済的な活動よりも社会的な活動が主であり、事業収入を見込めない活動が多い。例えば、環境保全のため、里山を整備したり、川を清掃したりすることや、国際協力としてアジアやアフリカで地元の人たちと一緒に学校を作ったりする活動は、活動の対象から対価をもらうことは難しい。この場合に、このような活動が社会的には必要であることに賛同してくれる人から寄付や会費を得たり、また、このような活動に賛同して企業や民間の財団から協賛金や助成金を得たりして、活動経費をまかなう。

(3) 収益だけを目的にした

「その他事業」

NPO法でも、NPO法人が本来の目的のために行う特定非営利活動以外に、純粋に収益だけを目的に実施する事業として、「その他事業」を行うことを認めている。例えて言えば、大学生の本来事業が学業だとすると、「その他事業」はアルバイトである。もちろん、アルバイトである「その他事業」で得た収益は大学の学費、つまり本来の特定非営利活動に使われなければならない。

一方、収益事業であっても本来の目的のために行う特定非営利活動もある。例えば、マスコミに就職したい人が、新聞社でアルバイトをする場合、お金を

稼ぐことよりも経験を得ることが主な目的となる。国際協力を本来の目的とするNPOがチャリティバザーとして、中古ゲームソフトなどを集めて売れば、収益のみを目的としていると見なされて「その他事業」となるが、途上国で活動する人々や風景を紹介する写真パネルを会場で展示即売したり、その国の食べ物などを屋台で売ったり、国際協力に関する古本を売ったりする場合は、本来の特定非営利活動となる。そこには、国際協力への理解や賛同を広める交流という主たる目的があるからである。別の例では、介護保険事業などは、介護報酬から収益があるが、高齢者福祉の充実を目的としたNPOにとって、これは本来の特定非営利活動である。このように、収益を上げる事業がすべて「その他事業」ではなく、本来の特定非営利活動の中で収益をあげることも認められている。

(4) 民間からの資金は

協賛金だけではない

これまで、企業からNPOへの資金提供は協賛金や賛助会費といった形態が多かったが、近年、助成制度をつくり、公募によって助成の対象団体・個人を決める方法が広がっている。公募型の助成金には、企業が独自に外部の有識者も含めて審査を行って提供するものもあれば、企業が財団をつくって提供しているものもある。また、企業がNPOと協力して助成金を提供するものもある。図表7は、企業が提供して

知っておきたいNPOの傾向と対策

対策編

図表7 2007年度に公募された助成金の例

助成名	提供団体	協力団体	分野	助成額
グリーンプロモーション エコひいき2007	(株)リコー中部	環境省中部環境パートナーシップオフィス	環境	1テーマあたり20万円
花王・コミュニティミュージアム・プログラム	花王(株)	NPO法人市民社会創造ファンド	生活・環境・文化・芸術など	1件あたり上限50万円
マイクロソフトNPO支援プログラム第6回公募	マイクロソフト(株)	(財)日本国際交流センター	IT活用	上限300万円
ファイザープログラム〜心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援	ファイザー(株) ファイザープログラム事務局	NPO法人市民社会創造ファンド	保健・医療	上限300万円15件程度
Panasonic NPOサポート ファンド助成事業募集	(株)松下電器	NPO法人市民社会創造ファンド、 NPO法人地球と未来の環境基金	子ども・環境	1件あたり上限150万円
「ダイワSRIファンド」助成プログラム ”いのち”に取り組むNPOスタッフの育成	大和証券投資信託委託(株) 大和証券(株) 大和証券SMBC(株)	NPO法人市民社会創造ファンド	人の「いのち」を大切に する活動	1件あたり上限200万円
エイブルアート・オンステージ 活動支援プログラム	明治安田生命保険互助会社	エイブル・アート・ジャパン	障害者福祉	1件あたり上限150万円
エイボン・ピンクリボン・サポート	(株)エイボン・プロダクツ		健康の増進	総額23,000,000円
ドコモ市民活動団体への助成事業	NPO法人モバイル・コミュニケー ション・ファンド		子ども育成	1件あたり上限50万円
社会福祉(NPO法人設立資金)助成	(株)損保ジャパン記念財団		在宅福祉活動	1団体30万円
セブン・イレブンみどりの基金公募助成	セブン・イレブンみどりの基金		環境	助成内容により上限20万円~360万円
富士フィルム・グリーンファンド助成	公益信託 富士フィルム・グリー ンファンド事務局		環境	3件程度総額650万円
「食と健康」国際協力支援プログラム	(株)味の素		食・栄養・保健に関わる分野	新規事業:上限100万円 継続事業:上限200万円
「地域における子育てに関わるボランティア活動」公募助成	(財)キリン福祉財団		子育て	1件あたり上限30万円
よみうり子育て応援団大賞	読売新聞社		子育て	大賞(賞金200万円)1団体、奨励 賞(同50万円、2年間継続)2団体
住まいとコミュニティづくり活動助成事業	(財)ハウジングアンドコミュニティ財団		住まいとコミュニティに関わる活動	1件あたり上限100万円
「LUSHチャリティバンク」助成	(株)ラッシュジャパン		自然環境や動物保護の分野、 人の支援分野	1団体あたり上限100万円
ソフトバンクモバイル社会的投資プログラム	(株)ソフトバンクモバイル		子ども・福祉・環境	助成コース:上限500万円 開発支援コース:上限100万円
トム・ソーヤースクール企画コンテスト	(財)安藤スポーツ・食文化振興財団		環境・青少年	1団体10万円
TOTO水環境基金	(株)TOTO TOTO水環境基金		環境	総額1億円 30件程度

出所:NPOナビぎふを参考に共立総合研究所作成

いる公募型の助成金の例である。

こうした助成金の公募は、対象の分野や募集の時期などさまざまであり、NPO支援センターの会報やホームページを見てみると最新の情報を知ることができる。

(5) 公募されるようになった 補助金・委託金

また、NPOの収入として大きなものの一つが行政からの補助金である(図表6)。これまでも国や県、市町村は、それが政策的な目的に沿うのであれば、市民や住民による自主的な活動に対して、その活動を促進するために経費を一定の割合で補助してきた。これまでは、どのような団体のどのような活動に補助を行うかは、その時々施策によって国や県、市町村が独自に判断し、特定の団体、事業へ交付してきた。しかし近年では、補助する団体や活動の選定をより透明化し、より公正にするために、公募によって補助対象の団体や事業を決めることが増えてきた。従って、特定の団体が継続的に補助を受けられなくなる一方で、多くの団体が補助に応募することができるようになり、団体の活動を充実させるきっかけともなっている。どのような補助が公募されているかは、国、県、市町村などのホームページや広報誌、NPO支援センターなどで情報を得ることができる。

行政からの資金には、補助のほか委託もある。委託は、本来行政が取組

むべき事業を専門性や効率性、あるいは効果性などの観点から民間の企業やNPOなどに実施を任せるものである。この委託でも公募型の事業が増えている。

公募型委託は、本来ならば実施計画まで細かく行政が決めていた事業を、事業目的を定め、その事業目的に沿った実施方法についての提案を公募するものである。従って実施計画は事前に決まっておらず、NPOなどがその経験やネットワークを生かして事業目的をより効果的に達成するための事業を提案することができる。このような委託事業の公募情報も国、県、市町村などのホームページや広報誌、NPO支援センターで得ることができる。

公募型の助成や補助、委託に応募する際に気をつけなければならないのは、NPOの本来の事業計画との整合性である。NPOとして取り組みたい事業についての計画がまずあって、それから民間の助成、あるいは行政からの補助や委託をその事業の実施のための資金源と考えなくてはならない。そ



NPO法人が運営している市の施設「大垣市子育てプラザ」
協力:NPO法人くすくす

のためには、資金源を何にするかは後で考え、まずは事業計画をしっかりと考えておくが必要になる。本来の事業計画があいまいだったり、本来計画していない事業にも関わらず、助成や補助、委託があるからということで取組むと、事業に振り回されて団体本来の目的を見失う危険がある。

(6) NPO法人にも税金がかかる

NPO法人は非営利なので課税されないと思われがちだが、会社の場合とはすべての収入が課税対象に算入される一方、確かに、NPO法人の場合、収入のうち、正会員の会費や寄付、助成金や補助金など対価性のない収入は課税対象に算入されない。しかし、NPO法人にも次のような税金がかかる。

A. 法人税

NPO法人も、税法上の収益事業にあたる事業からの収益は法人税が課税される。この場合、NPO法上の特定非営利活動にあたる事業でも、そ



NPO支援センターでの相談風景
協力:NPO法人大垣まちづくり市民活動支援会議

知っておきたいNPOの傾向と対策

対策編

の他事業にあたる事業のどちらでも課税対象となる。

B.法人県民税・法人市町村民税

NPO法人となれば、一律に県民税が2万円、市町村民税が5万円の均等割と法人税額に基づく法人税割が課税される。ただし均等割に関しては市町村によって額が異なる場合があり、また県や市町村によっては均等割を一定の条件で免除しているところもある。例えば岐阜県では、税法上の収益事業を行っていないNPO法人は県民税の均等割が免除され、収益事業を行っている場合でも収支が赤字の場合は3年に限り均等割が免除される。ただし、この県民税の免除については申請が必要なので、NPO支援センターや県税事務所に確認しておくのが良い。

4 NPOで活動を組織的にするために法人化する

(1) 法人化するメリットよりも必要性を考える

NPOを始めるのには最初からNPO法人にしないといけないと思っている人が多いが、そうではない。NPOの活動は、これまで説明してきたように、まず「気になる」課題があり、それをほっておけないと感じる人が集まって始まる。活動をするために先立つお金が必要となって、集まった仲間を出し合い、さらに必要な分を賛同者や利用者から集めながら都合していく。このように人

が集まり、活動が始まり、お金を集めて活動が展開されていくと組織が出来上がってくる。最初は個人でも十分責任を果たせる範囲だったことが、個人が責任を負うのではなく、団体としてみんなが責任を分担する必要が出てきた時に、初めて法人化する必要が出てくる。

「法人化することのメリットは何か」とよく尋ねられるが、それよりも「法人化する必要があるのか」をまず考えることが大切である。法人化する必要はどんな時に出てくるだろうか。法人化するということは、個人ではなく団体として法的な責任を負うようになることであり、従って団体として法的な責任を負う必要がある場合に法人格が必要となる。例えば、企業や行政と契約を結んだり、土地や建物などの施設を借りるのに賃貸契約を結んだり、やり取りのお金が高額になるなどして団体として銀行口座を開く必要が出てきたり、人を雇ったりする場合である。

法人化することによって団体として法的な責任をとることができるようになる以外に、副次的に役立つと思われることが主に二つある。一つ目は、法人化は団体が社会的な信頼を得るのに役立つという点である。法人化することによって、法律に定められた情報公開や非営利の原則にのっとって活動することを宣言することになり、社会的な信頼を得やすくなるのだ。もちろん社会的な信頼は情報公開や非営利の原則を実践して初めて確かなものに

なる。従って、法人格を持たないNPO団体でも情報公開や非営利の原則を実践していれば、それに対して社会的な信頼は得られる。しかし外から一目見ただけでは実践しているかどうかは分かりにくく、法人格を持っていると法律に従って実践していると見なされる。

二つ目は法人化することで組織化が進む点である。法人化に必要な書類を作っていく過程では、集まった仲間の間で、団体としての目標を文章で確認し、その目標達成のために必要な事業計画や、その経費をどうやってまかなうかという事業予算を決めることになる。また、誰がどんな責任を分担し、どうやって意思決定するのかという役割分担とルールを定めた定款や役員名簿などが整備される。こうした団体を組織的に運営していく時に必要なことを整えるきっかけとして法人化は副次的に役に立つ。

このように組織としての整理ができると、助成金や補助金を申請する時も、自分たちがどんな組織で、どんな活動をしているのかを具体的に伝えることができるので、結果として助成金や補助金の応募が通りやすくなる。NPOは法人化すると「助成金や補助金がもらえる」というのは誤解で、法人化することで組織化が進み、結果的に採択されやすくなるというだけである。

(2) 「NPO法人」認証は団体を保証するものではない

NPO法人格の「認証」と従来の社団や財団など公益法人の「許可」との違いもよく誤解されている。「許可」の場合、許可を出す行政の側に団体の運営や事業についての責任があり、行政としてその責任を果たせるかについて判断する裁量権がある。そのため、社団や財団が許可されているということは、その団体の運営や事業について行政が保証していることになる。一方、NPO法人設立の「認証」では、行政は申請書類が法律の要件を満たしていることを確認するだけで、むしろ会社の設立にかかる「届出」に近い。NPO法人の「認証」の場合、「許可」のように所管の行政が組織の運営や活動の内容について責任を負うものではなく、NPO法人の活動や組織は法人自身の責任となる。従って、NPO法人であるというだけでは、なんらその団体の運営や事業を行政が保証するものではない。しかし、NPO法人の「認証」はよく「許可」と混同されて、行政が法人の中身まで責任をもって保証していると誤解されているのが現状だ。

ちなみに2006年の公益法人制度改革によって社団や財団も「許可」ではなく会社法人と同じく登記するだけの制度となった(図表8)。本年12月からは制度が実際に施行され、現行制度から新制度へ移行する。この新制度では、NPO法人制度でも採用されたように、民間組織による自主的な公

益活動をできる限り促進し、行政の裁量権による関与を最小限にすることを原則としている。そのため、団体の運営や活動について、行政の責任で保証する「許可」という制度は廃止されたのである。

(3) 社会的な信頼のために情報公開が原則

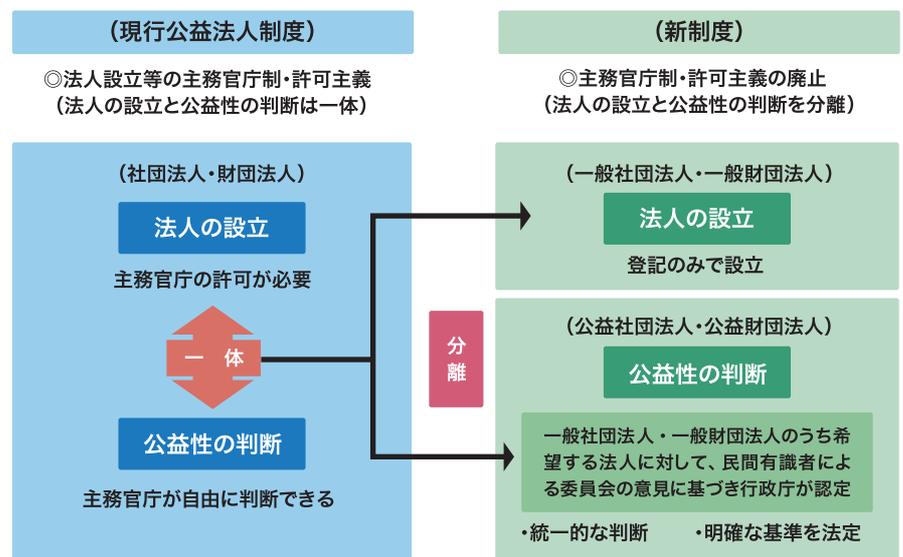
NPO法人は行政によって「認証」されるだけで、団体の運営や事業については自ら責任を負わなければならない。また、自ら団体の運営や事業について社会一般に対する責任を果たすために、NPO法人は情報公開の原則に従うことが法律で定められている。

まず、法人格の認証を申請する段階で、法人化する団体の定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画、事業予算が申請を受けた役所によって2ヶ月

間公開(縦覧)される。縦覧書類は都道府県によってはインターネットで公開しているところもあり、内閣府や近隣では岐阜県、三重県、滋賀県が公開している(図表9)。

また法人が成立した後も、総会を年一度は必ず開き、事業報告や収支決算について正会員の承認を得て役所へ提出するとともに、事務所に据え置いて正会員以外の人からの求めにも応じて公開することになっている。多くのNPO法人は自らのホームページでも公開しているし、NPOの情報公開を支援する目的で、情報検索サイトを提供しているNPO支援センターもある。例えば、全国のNPOの情報検索サイトとしては日本NPOセンターが運営している「NPO広場」(図表9)がある。役所へ提出した書類は誰でも閲覧することができるが、これも内閣府のほか、都

図表8 公益法人制度改革



出所:内閣府ホームページ

知っておきたいNPOの傾向と対策

対策編

道府県によってはインターネットで公開しているところもある。近隣では三重県と滋賀県が公開している(図表9)。

(4) 自分たちでできる

NPO法人化の手続き

法人化に必要な手続きは複雑ではない(図表10)。内閣府や都道府県のNPO担当部署のホームページに提出書類の一覧や雛形が公開され、文書でも手に入れることができる。それを使えば、自分たちで法人化申請はできる。司法書士や行政書士など専門家に頼む必要はない。むしろ先にも説明したように、NPOのメンバーで定款や設立趣旨書、事業計画や収支予算を作ることは、自分たちの組織について整理することになり、今後の活動に役立つ。特に定款は、NPOを運営し活動を進めていくための団体としてのルールを定めたものであり、メンバー

自身が定款を熟知しておかないと運営ができない。また、事業計画や収支予算を作ることは自分たちの今後の活動を考えるのになくしてはならない。

NPO法人化の手続きなどの情報が掲載されている地元の県のNPO担当のホームページは図表9の通りである。先に紹介したNPO支援センターでは法人化についても様々な相談に応じたり、情報提供を行っているので、聞きたいことや探している情報などがあれば活用できる。

5 おわりに

2回にわたって、社会の中で近年その活動が広がってきているNPOについて紹介してきた。NPOはさまざまな分野、地域に広がるとともに、各分野でこれまでの行政による公平・平等だ

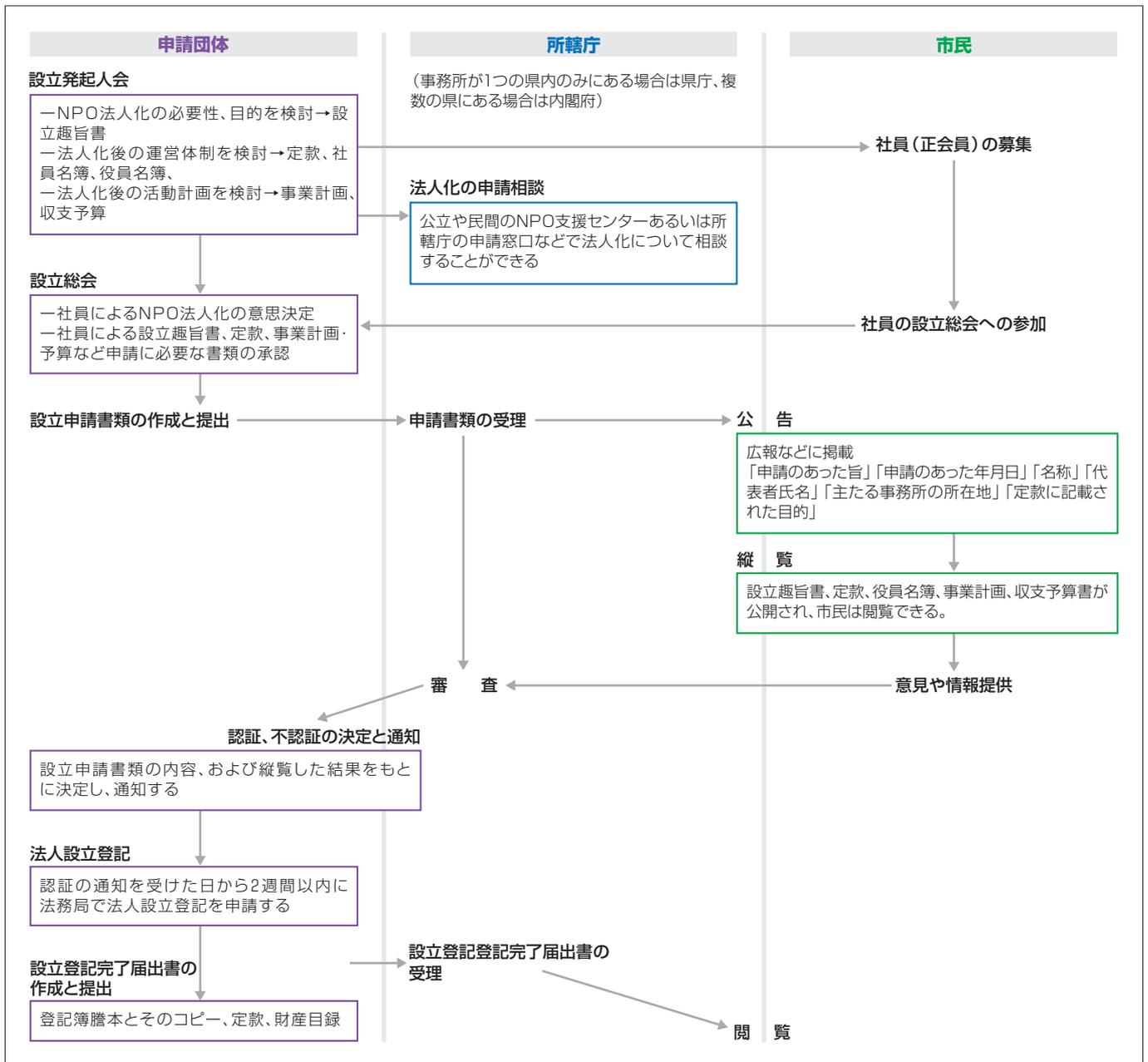
が一律で画一的な取り組みではカバーできなかった地域の社会的な課題に独自の方法で取り組んでいる。それは「気になること」という個人の身近な問題意識から始まり、自らが困っていることを自らで解決するために何ができるかを考え、それを自らも含めて困っている人のために仲間とともに実践する方法である。公共を行政だけが担うスタイルから行政と市民、NPO、企業など社会のあらゆる組織が連携、協力して担うスタイルへと変わる現在、このようなNPOの活動が求められている。今後ますます、NPOは行政や企業とも連携しながら公共の一端を担うこととなり、NPOによる活動が増えることによって、さらに多様で充実した公共が地域社会に広がるだろう。そのために、我々一人ひとりがNPOによる取り組みを広げて行きたい。

図表9 NPO法人に関する情報公開ホームページ

日本NPOセンター	「NPO広場」	(http://www.npo-hiroba.or.jp/)
縦覧書類	内閣府	(http://www.npo-homepage.go.jp/opensys_j.html)
	岐阜県	(http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11260/npo/juran.htm)
	三重県	(http://www1.mienpo.net/houjin/jyurancho.htm)
	滋賀県	(http://www.npo-shiga.net/newhojin/)
閲覧書類	内閣府	(http://www.npo-homepage.go.jp/opensys_e.html)
	三重県	(http://www1.mienpo.net/houjin/jigyo/index.htm)
	滋賀県	(http://www.npo-shiga.net/hojin/hojinindex.php)
NPO全般	内閣府	(http://www.npo-homepage.go.jp/)
	岐阜県	(http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11260/npo/)
	愛知県	(http://aichi.npo.gr.jp/index.html)
	三重県	(http://www1.mienpo.net/npot/)
	滋賀県	(http://www.pref.shiga.jp/kurashi/npo.html)

出所:内閣府、岐阜県、三重県、滋賀県ホームページ、日本NPOセンターホームページ

図表10 NPO法人化の手続き



出所:内閣府ホームページ等を参考に共立総合研究所作成

参考文献

加藤哲男著「一夜でわかる!「NPO」のつくり方」主婦の友社 2004年
 山岡義典編著「NPO基礎講座[新版]」ぎょうせい、2005年